

麻薬 小売 業者役員変更届

免許証の番号		第999号	免許年月日	令和3年 1月 1日
麻薬 業務所	所在地	宇都宮市昭和1丁目1番5号		
	名称	県庁薬局塙田店		
変更年月日		令和 4年 1月 1日		
変更前		代表取締役 薬務 太郎	取締役 宇都宮 二郎	変更し ない役 員も記 載して くださ い
変更後		代表取締役 薬務 太郎	取締役 栃木 次郎	
変更後の業務を行う役員の欠格条項		(1)法第 51 条第 1 項の規定により免許を取り消されたこと。	なし	
		(2)罰金以上の刑に処せられたこと。	なし	
		(3)医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。	なし	
備考				
<p>上記のとおり、業務を行う役員に変更が生じたので届け出ます。</p> <p>令和 4年 1月 14日</p> <p style="text-align: right;">住所 { 法人にあっては、主たる事務所の所在地 } 宇都宮市塙田1丁目1番 20 号</p> <p style="text-align: right;">氏名 { 法人にあっては、名称 } 県庁薬局株式会社 代表取締役 薬務 太郎</p> <p>栃木県知事 様</p>				

(注意)

- 1 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。
- 2 欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその事実及び年月日を記載すること。